

# 【助成金交付までの手続きについて（生ごみ堆肥化容器の場合）】

## ① 製品の購入

【申請者】



**製品(堆肥化容器など)を販売店等から購入してください。**

※「生ごみ堆肥化容器」の場合は、ご購入後の申請になります。

※購入店舗については、特定の指定店等はありません。

※「領収書」が助成金交付申請に必要です。

※インターネット等によるクレジットカードでのご購入の場合は、店舗等の「お買い上げ明細書」とクレジット会社の「ご利用明細書」等を併せて、「領収書」として代用することもできます。

## ② 申請

【提出先】 **循環社会推進課(港町)、各支所(地域振興課)**

※詳しくは裏面をご覧ください。

※郵送での申請もできます。



**申請時には、次の①～④の書類を提出してください。**

① 申請書（生ごみ堆肥化容器等設置助成金交付申請書）

② 領収書（※店舗等で発行のもの）

③ 市税等納税状況確認同意書

④ 請求書

※このほか、印鑑（認印）、振込先を記入する金融機関の預金通帳（申請者名義のもの）をご持参ください。

## ③ 申請書の受付と審査

【循環社会推進課】

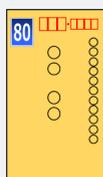


## ⑤ 交付決定

### 「交付決定通知書」

助成金支払日確定後に  
発送します。

（申請のあった月の翌月下旬  
または、翌々月上旬頃の前定）



## ⑥ 助成金の支払い

【口座振込】

申請月の翌月下旬（または翌々月上旬頃）  
に、ご指定の金融機関口座（請求書の口座）  
へお支払いします。

※事務手続きで少し遅れる場合があります。



## 【提出先一覧】

● 「循環社会推進課」 電話 (0965) 34-1997

(八代市港町 299 エコエイトやつしろ管理棟1階)



● 【千丁支所】「地域振興課」 電話 (0965) 46-1101

● 【鏡 支所】「地域振興課」 電話 (0965) 52-1115

● 【坂本支所】「地域振興課」 電話 (0965) 45-2212

● 【東陽支所】「地域振興課」 電話 (0965) 65-2111

● 【泉 支所】「地域振興課」 電話 (0965) 67-2111